

1 契約書

(1) ホームロイヤー契約書①

ホームロイヤー契約書

依頼者 _____ を甲とし、弁護士 _____ を乙として、甲乙間で以下の内容の契約を締結する。

第1条 (目的)

- 1 本契約は、甲に対するトータルかつ継続的な支援により、甲を巡る事前の紛争を防止するとともに甲に生じた紛争を迅速適切に解決し、以って甲が憂いのない豊かで安心した生活を営むことができることを目的とする。
- 2 乙は、前項の目的を実現すべく、必要な研鑽を積むと共に、他業種との連携可能な体制を築くよう努力する。

第2条 (委任事務の範囲)

甲は乙に対し、次の事務（以下「委任事務」という）を委託し、乙はこれを受諾する。

- (1) 法律相談
- (2) a 最低 _____ 月に _____ 回、電話で甲の安否を確認する
b 最低 _____ 月に _____ 回、甲と面接する
c 最低 _____ 月に _____ 回、甲の家事援助者等に、甲の生活状況について報告を求める
d 必要な都度、甲の主治医等に健康状態を確認する
- (3)

第3条 (ライフプランノートの作成)

乙は、甲に対する必要かつ適切な支援を可能とすべく、甲から財産関係、身分関係その他甲の生活全般に亘る事情を聴取した上で、それらの情報が記載されたライフプランノートを作成し、甲と共に作成することとする。

第4条 (報酬等)

- 1 甲は乙に対し、本契約の報酬として、毎月 _____ 日まで金 _____ 円（消費税込み）を支払う。
- 2 甲は乙に対し、乙が第2条に定める「委任事務」の処理及び前条に定めるライフプランノート作成のため乙の事務所以外の遠隔地に出向いたときは、乙が所属する法律事務所の報酬規定により、旅費日当等を支払うこととする。

第5条 (他の法律事務との関係)

- 1 乙の甲に対する助言等の結果、甲が乙に対し、第2条に定める「委任事務」の範囲を超えて法律上の処理を委任するときは、その処理を目的とした新たな契約を締結するものとする。
- 2 前項の場合、新たな契約の報酬は、別途甲乙間で協議の上、定めるものとする。

第6条 (守秘義務)

乙は、甲との法律相談及びライフプランノート作成により知り得た甲の個人情報等を第三者に提供してはならない。但し、甲の生命・身体・財産等を保護するために必要やむを得ないと客観的に判断される場合を除く。

第7条 (解任)

- 1 甲は、乙に対し、二ヶ月前の書面で予告することにより、本契約を解除することができる。但し、予告期間を置くことを不相当とする事由がある場合は、甲は直ちに本契約を解約することができる。
- 2 甲は、乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、乙に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙に本契約に著しく違反する行為があった場合は、乙に書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

第8条 (解約・解除・辞任)

- 1 乙は、やむを得ない事由がある場合は、甲に対し二ヶ月前に書面で予告することにより本契約を解除することができる。但し、予告期間を置くことを不相当とする事由がある場合は、乙は直ちに本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、甲に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- 3 甲が自らの財産を適切に管理できず、第三者の援助が必要となった場合には、第1項・第2項の通知は、乙がこれを甲宛に発信したときに効力を生じる。

第9条 (当然終了)

次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、本契約は当然に終了する。

- ① 甲又は乙が死亡したとき
- ② 乙が弁護士資格を喪失したとき
- ③ 乙が弁護士会から業務停止または退会命令の処分を受けたとき
- ④ 甲乙間で別途甲の財産管理を目的とする財産管理契約を締結したとき
- ⑤ 甲乙間で別途締結していた任意後見契約が発効したとき

第10条 (特約)

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

年 月 日

甲 (委任者) 住所

氏名

乙 (受任弁護士) 住所

氏名